

東堀切町会会則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本会は、次に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、会員の福祉と会員相互の親睦をはかり、明朗にして住みよい地域社会の維持、発展に寄与することを目的とする。

- (1) 美化・清掃等の地域環境整備に関する事項
- (2) 防災・防犯・防火・交通安全に関する事項
- (3) 青少年育成・高齢者福祉に関する事項
- (4) 会員相互の親睦・慶弔に関する事項
- (5) 町会会館の維持管理に関する事項
- (6) その他本町会の目的達成に必要な事項

(名称)

第2条 本会の名称は、東堀切町会とする。

(区域)

第3条 本会の区域は、葛飾区東堀切1丁目4番から8番まで、16番から20番まで、東堀切2丁目1番から2番まで、4番から5番まで、東堀切2丁目17番（都営住宅東堀切2丁目第3アパートは除く）から22番まで、東堀切2丁目27番1号から4号まで、27番18号から22号まで東堀切2丁目28番（都営住宅東堀切2丁目第2アパートは除く）までの区域とする。

(事務所)

第4条 本会の事務所は、町会会館内に置く。

第2章 会 員

(会員の資格)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域内に住所を有する個人とする。

但し、本会の活動に協力する法人及び団体は、賛助会員となることができる。

(会費の納入)

第6条 会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条 第3条に定める区域内に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

- 2 本会は、前項の入会申し込みがあった場合には、正当な理由なく、これを拒んではならない。

(退会等)

第8条 会員が次に各号のいずれかに該当する場合には退会したもとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人により退会届が会長に提出された場合

- 2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員

(役員の種類別)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- | | |
|-------------|------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 会計 | 若干名 |
| (4) 監査 | 2名 |
| (5) 各事業部長 | 各部1名 |
| (6) 各事業部副部長 | 若干名 |

2 本会に、顧問・相談役を置くことができる。

(役員を選任等)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

- 2 監査は会長、副会長及びその他役員とは、相互に兼ねることができない。
- 3 顧問・相談役は会長が必要と認めたとき、役員会に諮り委嘱することができる。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又、会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 会計は、本会の会計事務を処理する。
- 4 監査は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
 - (2) 役員業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 会計及び資産の状況又業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。
 - (5) 役員会に出席して意見を述べること。
- 5 各事業部長は、それぞれの所属部を代表し、部の担当する事業を推進する。
- 6 各事業部副部長は、各事業部長を補佐し、各事業部長に事故あるとき又、各事業部長が欠けたときは、各事業部長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 7 顧問・相談役は、会長の諮問に応じて協力する。

(役員任期)

第12条 役員任期は、2年とする。但し、再任は妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 総会

(総会の種類別)

第13条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、会員（賛助会員を除く。以下同じ）をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会が議決する事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業報告及び決算と監査報告
- (2) 事業計画及び予算
- (3) 役員を選出
- (4) 会則の改正
- (5) その他特に重要な事項

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が、必要と認めたとき。
- (2) 会員の五分之一以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第11条第4項第4号の規定により監査から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を、総会の日の5日前までに、各会員に対して文書をもって通知しなければならない。但し、通知の方法は回覧をもって通知に変えることができる。

(総会の定足数)

第18条 総会は会員の二分之一以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議長)

第19条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の議決方法)

第20条 この会則に特別の定めがある場合を除き、総会の議決は、出席した会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(総会の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々一箇の表決権を有する。

(総会の書面表決権)

第22条 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決権を委任することができる。

- 2 前項の場合における第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければ

ならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任数を含む。）
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された2人以上の議事録署名人が署名し、印を押さなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監査を除く役員（以下、この章において「役員」という）をもって構成する。

(役員会の権能)

第25条 役員会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

- 2 会長は、役員二分の一以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求があった日から15日以内に役員会を招集しなければならない。
- 3 役員会を招集するときは、役員及び監査に対して会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長があたる。

(役員会の議決方法等)

第28条 役員会には、第20条、第21条、第22条及び第23条の規定を準用する。
この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる利息等

(5) その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち、総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において出席会員の三分の二以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 会長は、本会の事業計画及び予算を作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出することができる。

(事業報告及び決算)

第34条 会長は、事業報告書、収支決算書、財産目録等を作成し、監査による監査を受けて、毎会計年度終了後3ヶ月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第36条 この会則は、総会において出席会員の三分の二以上の議決を得、かつ葛飾区長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

- 2 総会の議決に基づいて解散する場合は、会員の三分の二以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において会員の三分の二以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 雑 則

(備付帳簿及び書類)

第39条 本会の事務所には、会則、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第40条 この会則の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、役員会において別に定める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この会則は、設立認可の日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から、令和2年3月31日までとする。